

●香川県告示第26号

卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）第9条第3項の規定により、株式会社多度津魚市場から坂出魚市場株式会社への地方卸売市場における卸売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けを平成23年1月25日認可したことに伴い、卸売業者の名称等が変更されたので、同条例第22条の規定により告示する。

平成23年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更後の卸売業者			地方卸売市場の名称
名 称	所 在 地	代表者職氏名	
坂出魚市場株式会社	坂出市中央町8番3号	代表取締役 山本啓之	多度津水産地方卸売市場